

**課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業**  
**(実社会対応プログラム(研究テーマ公募型))**  
**平成30年度公募要領(案)**

平成30年4月16日  
 独立行政法人日本学術振興会

**1. 「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」の趣旨**

**(1) 背景**

科学技術・学術審議会学術分科会において、「人文学・社会科学は本来において人間・文化・社会を研究対象とし、知的社会の推進に向けて注力すべきであり、そこに重大な責任を負っている。はたして、社会の安寧と幸福に貢献すべき学術として、自然の大きな営みの中で発生した災害や今後にあつて憂慮される災害がある中で、どのように人間・社会等に向き合い研究活動を構想することが可能であろうか。」という設問に答えるべく、今後の人文学・社会科学の在り方などについて検討がなされ、平成24年7月に「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について(報告)」<sup>(注)</sup>がとりまとめられました。この報告では、社会に内包される問題に向き合うことを緊急な課題として捉えて「諸学の密接な連携と総合性」、「学術への要請と社会的貢献」、「グローバル化と国際学術空間」の3つの視点から先導的な共同研究を推進することが必要であると提言されています。

(注) 報告書全文は、下記を御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu4/toushin/1325061.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu4/toushin/1325061.htm)

**(2) 事業の趣旨**

本事業は、科学技術・学術審議会学術分科会の報告を踏まえて、①諸学の密接な連携によりブレイクスルーを生み出す共同研究、②社会的貢献に向けた共同研究、③国際共同研究を推進することにより、人文学・社会科学の振興に資することを目指します。

本事業は、独立行政法人日本学術振興会(以下、「振興会」という。)に設ける「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」事業委員会(以下、「事業委員会」という。)が、下図の3つのプログラム(「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」、および「グローバル展開プログラム」)ごとに課題を設定します。課題に関連する「研究テーマ」の選定は、事業委員会委員からの提案に基づき選定する「研究テーマ設定型」と、事業委員会の下に設けるプログラムごとの「部会」が研究者からの提案(申請)に基づき選定する「研究テーマ公募型」で構成し、先導的な共同研究を推進するものです。

なお、平成30年度は、「実社会対応プログラム」の研究テーマを選定します。また、各研究テーマは、振興会から研究機関への委託事業として実施します。

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業のプログラム		
<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0ff; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>領域開拓プログラム</b></div> <p style="font-size: small;">異なる学問分野の研究者の参画を得て、新たな研究領域への予想外の飛躍をもたらすような課題の追求や方法論の継続的な改良を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ設定型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 10,000千円/件</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ公募型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 5,000千円/件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>実社会対応プログラム</b></div> <p style="font-size: small;">社会的貢献に向けた共同研究を推進するため、研究成果と実務を橋渡しできる者(「実務者」)の参画を得て分野間連携による共同研究を実施し、研究推進から成果発信までの研究者と実務者の連携を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ設定型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 10,000千円/件</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ公募型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 5,000千円/件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffe0b2; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>グローバル展開プログラム</b></div> <p style="font-size: small;">人文学・社会科学の様々な分野を対象とした国際共同研究を推進し、国際的なネットワークの構築による海外の研究者との対話やグローバルな成果発信を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ設定型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 20,000千円/件</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ公募型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 10,000千円/件</p> </div>

## 2. 「実社会対応プログラム（研究テーマ公募型）」の公募

現実の人間社会における問題の解決を志向する社会的貢献に向けた共同研究を推進するため、研究成果と実務を橋渡しできる者（「実務者」）（注）の参画を得て分野間連携による共同研究を実施し、研究推進から成果発信までの研究者と実務者の連携を目指す「実社会対応プログラム」の公募を行います。

（注）平成24年7月の科学技術・学術審議会学術分科会報告では、「研究者が社会的貢献を目指していくためには、NPO、NGO、行政、司法、シンクタンク、企業等における実務の専門家やジャーナリストなど研究と実務の間を橋渡しできる研究者以外の者（以下「実務者」）も含めた共同研究も有効」、「研究成果と実務を橋渡しできるような実務者の参画を得て、研究の推進から成果の発信までの連携を確保するなど、社会的貢献に向けた実効的な体制作りが必要」、「実務者の役割や業務内容は、研究内容により変わりうる」とされています。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1325360.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1325360.htm))

## 3. 「実社会対応プログラム（研究テーマ公募型）」公募の内容

### (1) 研究機関による申請

本プログラムは、研究者個人に対する補助金事業ではなく、研究機関に対して研究を委託して行う事業です。以下の研究機関による申請を公募します。

国内の大学及び大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの、独立行政法人研究機関、公設試験研究機関、公益法人など科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

なお、研究テーマ公募型の採択は全体で10件程度（予定）と極めて限られておりますので、本プログラムの趣旨を十分に理解した上で適切な研究テーマを厳選して申請してください。

### (2) 対象となる研究テーマ

以下の課題に関する研究テーマを公募します。上記1.及び2.を踏まえ、学術的な水準の高さのみならず、政策や社会の要請に応える課題解決を志向した研究テーマを対象とします。実証的・理論的根拠が適切な研究方法を用い、具体的な効果が期待される成果を公開・普及する研究テーマを提案してください。

（設定された課題）

#### <課題A>

世代間衡平性・持続可能性・社会安全性等の倫理的観点を考慮した政策設計のための実践的研究

（概要）

わが国においても近年、エビデンスに基づく政策立案（Evidence Based Policy Making, EBPM）が提唱され、科学的手法を用いた政策効果の検証による、より合理的で効率的な政策設計へと大きな前進がみられる。しかし、このようなEBPMの導入も、政策設計において倫理的な観点が十分に考慮されることを保証するものではない。

政策立案における倫理的観点としては、社会保障制度の設計における現在世代と将来世代の衡平性の考慮や、資源開発の制度設計における持続可能性への配慮が代表的なものとして挙げられる。しかし、この他にも、人工知能などの科学技術の開発における社会安全性の考慮や、遺伝子工学の応用や実験的医療（例えば、デザイナー・ベビーやクローン臓器）における生命倫理の尊重など、倫理的観点の重要性は現代社

会が直面する多くの政策課題に共通するものだといえる。

政策立案において倫理的観点を確保するためにはどのような制度的枠組みが必要なのか。また、立案された政策を実現するにはどのような方法が有効なのか。新たな制度的枠組みの提言だけではなく、研究者と実務者と当事者の協働による実社会への応用、そして政策効果の評価をも射程に含む、革新的かつ実践的な研究が期待される。

#### <課題B>

##### LGBT および性的少数者をめぐる社会的ダイバーシティの実現に関する研究

(概要)

今日、LGBT の当事者や性的少数者の人びとは潜在的にも一定の数にのぼるといわれ、その人びとに向けた法制度や社会制度あるいは家族制度（養子や代理母問題も含む）に関連する課題が提起され、あるいは社会的な包摂やそれにともなう諸問題もさまざまな議論がなされている。LGBT や性的少数者に関する課題は、人間の自由や表現の可能性にまでむすびついて、都市空間や建築の問題、さらには、芸術・アート系とのつながりも強く存在する。また、現在の消費社会のなかでLGBT をターゲットとした商業戦略も存在する。ダイバーシティを標榜する現代社会のなかでこの主題を避けて通ることはできないと考えられる。

こうした論点については、これまでLGBT や性的少数者などに関する理論的研究やその運動に関する研究がすすめられ、家族制度・法律論・教育学・芸術論・経済研究などにおける専門家の知はある程度集積している。しかしそうした研究には、LGBT や性的少数者である当事者や、そのカミングアウトおよび精神的な諸問題へのケアをおこなうカウンセラー、あるいは学校教育のなかでの対応をおこなう教育関係者（とりわけそうした生徒へのケアや制度面の整備に関わる実務家）、LGBT に関連したアートやデザインに関連する芸術家やデザイナー、家族制度や法律制度の専門家や弁護士などと連携した研究などがますます不可欠になるだろう。こうした、広い意味での実務家や当事者たちと連携した研究がいっそう促進され、社会的なダイバーシティが、性的多様性の観点から、社会に具体的に実装されるよう実践的な研究が期待される。

#### <課題C>

##### 人口減少社会における多様な文化の共生をめざすコミュニティの再構築

(概要)

今日の日本は、人口減少・少子高齢化という現実と、それらが生み出す諸問題に直面している。人口構成や家族形態の多様化は、世代間における価値観の相違や断絶をあらわにし、既存のコミュニティ自体が内側から変容を迫られているが、さらに、問題解決のために外国人労働者、移民、国内他地域からの移住者などを受入れていく際には、そこから生まれる多様性をコミュニティとして保障し育てていく具体的な方策が、必要となってくる。

都市・地方の別なく、伝統的コミュニティの外からさまざまな人々が入ってくる現代社会において、地域の祭礼や年中行事等の「伝統」はどのように継承されるのか。多様性に配慮した新たな「伝統」は生まれうるのか。縮小するコミュニティでの出産・子育て・就業・介護、あるいは葬送や墓地のあり方は、文化的背景の異なる人々の多様な価値観や死生観をいかに取り込んでいくのか。

現代の人口減少社会において十全に機能するコミュニティを構築するため、そこでの文化・景観・人間関係等を総合的に、かつ多様性を尊重しつつデザインしていくことは、喫緊の課題と言えよう。建築家、地方自治体職員など、実務者も巻き込んだ、実践的・学際的な研究を期待する。

#### <課題D>

##### 忘却に関する学際的研究と社会対応基盤の構築

(概要)

過去の痕跡が記憶として安定して存在し続けることにより、集団でも個人でも過去

からの連続性を感じ取ることができる。大量の情報を蓄積することができるビッグデータは、現在における集合的記憶とも言えるかもしれない。逆説的ではあるが、ビッグデータの存在は、忘却される権利に対する社会的ルールの構築が重要であることを明らかにし、国際的に注目を集めることになったものの、記憶研究と比べると、忘却に関する分野横断的な研究の推進は未だ十分ではない。忘却される権利の保障可能性や実効性には、技術的な観点から疑問も出されているので、検索エンジンなどの運用に関わる実務者と共同した集団的忘却に関する社会レベルでの研究が喫緊の課題である。また他方では、集団的忘却の問題は、個々人の忘却についてどのような社会的判断を下すべきかという個人レベルの問題でもある。忘却に関連する神経基盤としてさまざまな脳内部位の関与が指摘されており、忘却に関する問題は心理学、社会学を核としながら、多様な学問領域が交わる学際的な課題となっている。たとえば、超高齢社会を迎え、「健忘」に対する社会的判断は、ますます重要視されているが、体調や精神状態等による忘却に関する個人内変動をリハビリテーションや介護の医療関連実務者の協力を得てビッグデータとして蓄積することなどが考えられる。忘却に関する社会的合意につながるような広範な人文学・社会科学的研究が期待される。

### (3) 研究期間

3年間（平成30年10月～平成33年9月を予定）

### (4) 申請金額

研究費（直接経費）は、研究期間を通じた総額で1,350万円まで（各会計年度で450万円まで）

ただし、最終的な委託費の額は予算の状況等を勘案して決定します。

※一会計年度あたり、研究費（直接経費）額の30%が間接経費として措置されます（外枠）。

### (5) 研究実施体制

#### 1) 責任機関及び研究代表者

本事業による研究の実施を希望する研究機関は、研究を総括し、研究テーマ全体に係る責任を有する機関（以下「責任機関」という。）となり、責任機関に所属し、研究テーマの実施に係る責任を有する者（以下、「研究代表者」という。）を設定してください。

#### 2) 研究プロジェクトチーム

責任機関及び研究代表者は、提案した研究テーマに参画する研究者（責任機関以外の研究機関の研究者も含む）と調整し、下記①～③の者で構成される研究プロジェクトチームを組織することとします。なお、研究プロジェクトチーム内には、研究目的を達成するため、複数の研究グループを設定することができます。

##### ① 研究代表者

自ら研究計画を遂行するとともに、研究プロジェクトチームを総括し、研究テーマの実施に関して責任を持つ者（単に代表として形式的に置くものではありません。研究能力だけでなく、複数の研究者をまとめて研究プロジェクトチームを統率する組織運営能力が求められます。）

##### ② グループリーダー（研究グループを設ける場合）

研究代表者と協力しつつ、研究プロジェクトチーム内における個々の研究グルー

プの研究遂行に関して責任を持つ者

### ③ 分担者

研究計画の遂行に関して、研究代表者やグループリーダーと協力しつつ、分担して研究活動を行う者（研究成果と実務を橋渡しできる者（「実務者」）を含みます。）

なお、研究プロジェクトチームを組織する際は以下の点に注意してください。

- ・研究プロジェクトチームは、明確な目的意識の下に、真に必要な研究者及び研究チームに照らして適切な「実務者」で構成すること。
- ・責任機関以外の研究機関の研究者を含む研究プロジェクトチームの場合は、「責任機関以外の研究機関の研究者が参画する研究プロジェクトチームであること」について、研究代表者は責任機関の長の了承を得ること。また、責任機関以外の研究機関の研究者は、契約締結時までに、研究プロジェクトチームに参画することについて所属機関の長の承諾を得ること。
- ・競争的資金等に係る研究活動における不正行為又は不正使用により、振興会、文部科学省等から応募資格の停止措置を受けている研究者については、本事業に参画することはできないこと。

## 4. 経費

### (1) 契約と資金の提供方法

責任機関と全研究期間にわたる複数年度契約を締結し、毎年度委託費を支払います。

ただし、責任機関以外の研究機関の研究者に委託費の一部を配分する必要があるときは、当該研究者が所属する研究機関と、責任機関及び振興会との複数者による委託契約を締結し、当該研究機関に委託費を支払うことも可能です。なお、責任機関以外で、振興会が委託契約を締結できる研究機関は、上記3. の(1)で示す研究機関とします。

（複数者契約では各研究機関単位での委託費の管理や報告書等の提出が求められますので、真に委託費を必要とする研究者のみ配分を行うよう御留意願います。）

### (2) 委託費について

本事業の委託費は、「研究費（直接経費）」及び「間接経費」からなります。また、研究費（直接経費）は、物品費、旅費、謝金等、その他の経費に使用できます。詳細については、「委託費の経理管理について」（別添1）を参照してください。

## 5. 申請方法等

本事業への申請は、府省共通研究開発システム（e-Rad）<sup>(注)</sup>により行っていただきます。下記の申請に必要な書類を提出期限までに、研究代表者の所属機関（責任機関）を通じて振興会に提出してください。なお、研究代表者からの直接の申請は受け付けておりません。

e-Rad を利用した提出方法の詳細については、「16. e-Rad を利用した申請について」を御覧ください。

(注) e-Radとは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

※e-Radは平成30年2月28日（水）から、新システムに移行しました。

ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。

新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) に掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ず御確認ください。

### (1) 申請に必要な書類（研究提案書）

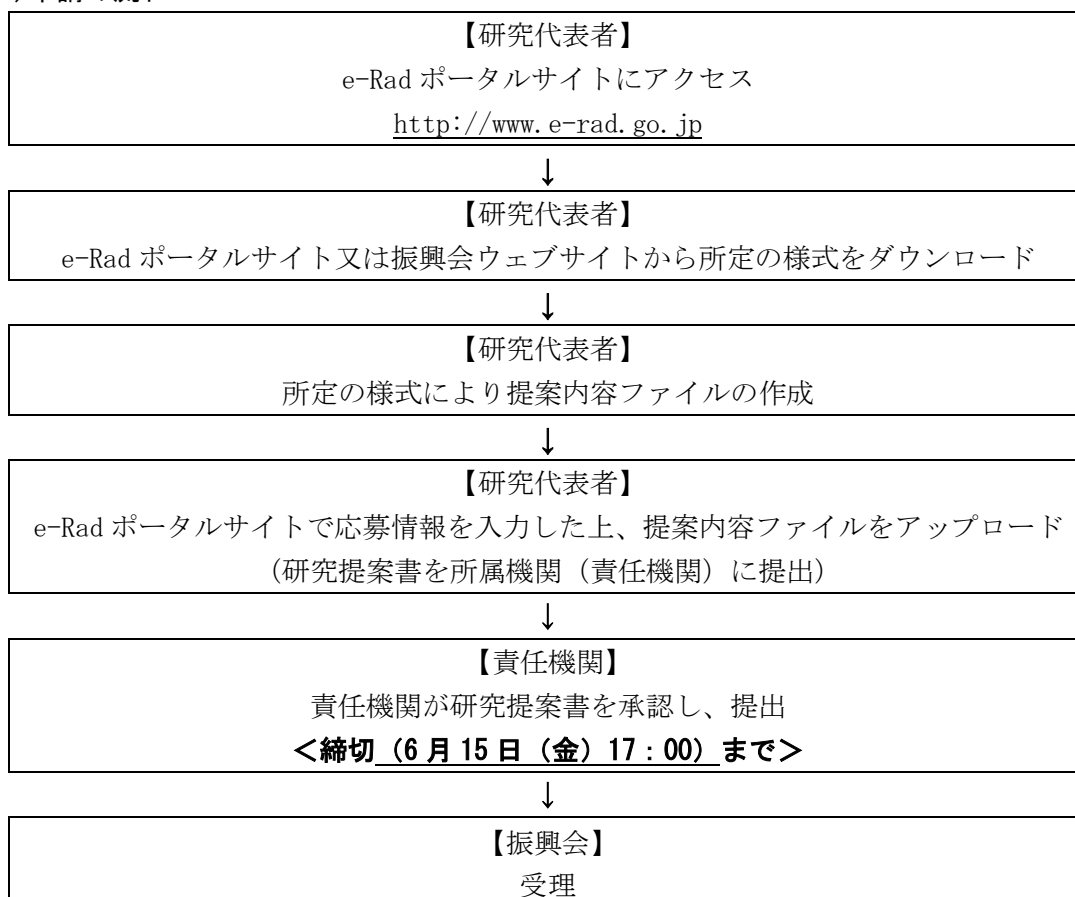
研究提案書は、e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) 又は振興会のウェブサイト (<http://www.jsps.go.jp/ryoiki/koubo.html>) にて、ダウンロードしてください。

### (2) 提出期限

**平成 30 年 6 月 15 日（金） 17 : 00（厳守）**

上記期限は、責任機関から振興会へ e-Rad により研究提案書を提出する期限です。研究代表者が e-Rad 上で研究提案書をアップロードする期限ではありませんので、御注意ください。また、期限を過ぎた場合には受理できませんので、十分余裕を持って提出してください。

### (3) 申請の流れ



## 6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業への申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイ

ドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

## **7. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出**

本事業への申請に当たり、研究代表者が所属する機関は、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の申請は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年6月14日（木）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトに表示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイトをご確認ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

## **8. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について**

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

## 9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係る チェックリストの提出について

本事業への申請に当たり、研究代表者が所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年6月14日（木）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

## 10. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

### (i) 契約の解除等の措置

本事業の研究テーマにおいて、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。

### (ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

### (iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科



学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

#### (iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

### 1.1. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究テーマに参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

申請した研究テーマが採択された後、交付申請手続きの中で、研究代表者の所属機関は、本事業への研究テーマに参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

### 1.2. 審査について

研究テーマ公募型の審査は、事業委員会の下に設ける実社会対応部会で行います。審査は非公開で行われ、提出された研究提案書は返却しません。

#### (1) 審査

##### 1) 形式上の確認

提出された研究提案書は、要件を満たしていない、または要件違反のある場合は、審査対象から除外されることがあります。

##### 2) 個別書面審査

実社会対応部会の委員による書面審査を実施します。

##### 3) 合議審査

書面審査の結果を踏まえ、実社会対応部会で合議により採択研究テーマを決定します。

なお、審査の過程で実社会対応部会による意見（申請された研究計画について、本事業の趣旨・目的に照らして適切な研究者の追加等）を付して採択される場合があります。

#### (2) 「実社会対応プログラム」の審査に当たっての主な要素と観点

##### 1) 研究テーマの性格

研究提案書の内容がプログラムの趣旨及び設定された課題の内容に合致したものであるか。

## 2) 研究内容・方法

- ① 研究目的が明確な問題意識に基づく適切なものであるか。
- ② 研究方法は実証的・理論的根拠が適切なものであるか。
- ③ 政策や社会の要請に応える課題解決のための具体的な提案が期待できるか。
- ④ 研究成果が社会にもたらす効果について、具体的かつ現実的な見通しを持っているか。
- ⑤ 研究成果を適切に公開・普及させる計画は具体的か。
- ⑥ 学術的に高い水準が確保されているか。

## 3) 研究実施体制

- ① 研究代表者が研究テーマを推進する上で十分な研究能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究活動全体に責任を持つことができるか。
- ② 研究プロジェクトチームは、研究テーマを総合的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた構成となっているか。
- ③ 研究成果と実務を橋渡しできる適切な者が参画しているか。

## 4) その他

- ① 研究遂行のための予算規模が適切であるか。
- ② 研究費の管理を担う、研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制が整っているか。

## (3) 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、責任機関に文書で通知します（9月中旬頃予定）。

## 1.3. 研究の成果について

### (1) 委託業務実績報告書の提出（毎年度の提出）

本事業については、研究機関と締結する契約に基づき、各会計年度終了後に「委託業務実績報告書」を提出しなければなりません。

### (2) 研究成果報告書の提出（研究期間終了後の提出）

研究期間の終了後に「研究成果報告書」（日本語版・英語版）を提出しなければなりません。

## 1.4. 研究の評価について

研究期間の最終年度に研究評価を行います。評価結果については、振興会のウェブサイトで公表します。（評価結果を踏まえ、研究期間の延長を認める場合があります。）

## 1.5. 委託の終了について

次のいずれかに該当した場合は、委託を終了する場合があります。

- ・ 研究組織や研究対象に事情の変更があり、研究の遂行が困難となった場合
- ・ 研究期間内における特定の年度において、6ヶ月以上研究が中断されていると判断さ

れた場合

- ・ 委託の目的に合致した研究が遂行されていないと判断された場合
- ・ 法令違反、研究活動の不正行為又は研究費の不正使用等不適切な行為が行われた場合

## 1.6. e-Rad を利用した申請方法について

申請は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行います。

### (1) e-Rad の利用のための事前準備

#### 1) 研究機関の登録

申請にあたっては、申請時までe-Radに研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、e-Radポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### 2) 研究者情報の登録

研究機関は研究代表者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### (2) e-Radを利用した申請

システムへの申請情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。研究代表者がe-Rad上で申請情報を登録し、提案内容ファイルをアップロードした後に、責任機関がe-Rad上で承認することで申請となります。

#### 1) e-Radでの申請情報登録について

研究代表者は、e-Radに以下の項目を入力し、申請情報登録を行う必要があります。  
※これらの申請情報は、「不合理な重複又は過度の集中の排除」のため、府省の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む）間で共有されます。また、採択された研究テーマについては、\*印の付いた項目が振興会のウェブサイト等で公開されます。（公開される情報は、「1.7. その他」の(1)を御覧ください。）

##### 【研究共通情報の入力】

課題 I D

何も入力しないでください。

研究開発課題名\*

「研究テーマ名」を40字以内で入力してください。

課題\*

課題について、システムの表示される一覧を参照の上、選択してください。  
なお、システムの制限上、一覧で表示される文字は、冒頭30文字のみの表示となっています。

研究期間\*

開始年度は「2018」、終了年度は「2021」を入力してください。（西暦4桁で入力してください。）

研究分野

研究テーマの主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

研究キーワード

主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

研究目的\*

研究目的の概要を簡潔に（数行程度）入力してください。記載内容は研究提案書の「2. 研究目的・意義」の（概要）と同一で構いません。

研究概要\*

研究計画の概要を簡潔に（数行程度）入力してください。記載内容は研究提案書の「5. 研究計画」の（概要）と同一で構いません。

**【応募時予算額の入力】**

研究経費\*

研究提案書の「7. 研究費（直接経費）所要見込」に記入している各年度の直接経費を費目ごとに千円単位で入力してください。（「間接経費」の入力項目はありませんので、入力は不要です。）

**【研究組織情報の入力】**

「研究代表者」及び「4. 経費の（1）」で記載した研究費の配分を予定している「グループリーダー及び分担者」について記入してください。なお、グループリーダー及び分担者は、e-Rad上では「研究分担者」と表記されますので、御注意ください。

専門分野

当該研究者の専門分野を入力してください。

役割分担

研究代表者については、「研究代表者」と入力してください。なお、研究代表者が、グループリーダーを兼ねている場合は、「研究代表者兼〇〇担当グループリーダー」と入力してください。（「〇〇」には担当するグループ名が入ります。）

グループリーダーについては、「〇〇担当グループリーダー」と入力してください。

分担者については、「〇〇担当分担者」又は「〇〇担当グループ分担者」と入力してください。

直接経費

平成30年度に研究代表者、グループリーダー及び各分担者に研究費を配分する額を千円単位で入力してください。

エフォート

本事業に割くエフォートを%で入力してください。

**【申請・受入状況の入力】**

e-Rad上に登録されている研究者の採択状況及び申請状況が表示されます。エフォート率の修正が必要な場合は画面の指示に従ってください。

**【添付ファイルの指定】**

研究提案書の電子ファイル（PDF形式）を選択してください。

**2) 研究提案書のアップロードの留意点**

- ① アップロードできる研究提案書は1ファイルで、最大容量は10MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。
- ② 作成した研究提案書は、PDF形式でのみアップロード可能となっています。（e-

Radには、WORDや一太郎ファイルのPDF変換機能があります。また、お使いのPCで利用できるPDF変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、日本学術振興会研究事業部研究事業課企画・人社係まで連絡してください。

- 3) 申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(申請書類のフォーマットは変更しないでください。)申請書類の差し替えは固くお断りします。また、申請書類の返却はしません。

### (3) e-Rad の操作方法

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

### (4) e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

### (5) e-Rad からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された研究テーマに係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## 17. その他

- (1) 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び振興会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本事業の業務のみに利用します。

なお、採択された研究テーマに関する情報(研究テーマ名、研究予定期間、責任機関

名、研究代表者、グループリーダー、分担者の氏名・所属機関・所属部局・職名、予算額、研究目的の概要及び研究計画の概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、採択研究テーマ決定後に振興会のウェブサイト等において公開します。

(2) 研究内容を社会に広く公表するためにA4一枚程度の概要図を採択研究テーマ決定後に作成していただき、振興会のウェブサイト等において公開します。

(3) 研究者等による研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等が認められた場合は、採択の決定を取消し、既に配分された委託費の一部又は全部の返還、及び振興会の所管するすべての研究資金を一定の期間交付しない等のしかるべき措置を行います。研究資金の不正な使用等に関する取扱いについては、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(別添2)を参照してください。

(4) researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmapに登録くださるよう、御協力をお願いします。

(5) 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考) 「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

(6) 本事業による研究成果論文のオープンアクセス化の推進について

振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることをしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会(実施方針)

URL:[http://www.jsps.go.jp/data/Open\\_access.pdf](http://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf)

【参考1：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6ヶ月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

- (7) 公募要領・研究提案書の様式及び関連情報は、振興会のウェブサイトからダウンロードすることができます。

【URL】 <http://www.jsps.go.jp/jissyakai/koubo.html>

- (8) 事業そのものに関する問い合わせは日本学術振興会研究事業部研究事業課企画・人社係にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業のウェブサイト及びe-Radのポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	日本学術振興会 研究事業部研究事業課 企画・人社係	h-s@jsps.go.jp 03-3263-1106、4645（直通） 03-3263-1716（FAX）
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877（ナビダイヤル） （受付時間帯）

		午前 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。
--	--	-----------------------------------

- 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業  
実社会対応プログラムウェブサイト：<http://www.jsps.go.jp/jisseyakai/index.html>
- e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>